

平成 30 年 8 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 30 年 8 月 1 日 (水)
- 2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 30 分
- 4 終了時間 午後 3 時 02 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、瀨田委員、岡村委員

その他の出席者

前村学校教育課長、黒木高城地域振興課長、西山高城地域振興課副課長、武田文化財課長、矢部都城島津邸館長、新宮生涯学習課長、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、瀨田委員

7 開 会

○教育長

ただいまより、8 月定例教育委員会を開催します。本日の委員会の終了時刻は、15 時 30 分を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

続きまして、会議録署名委員の指名でございます。

本日の会議録の署名委員、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第 15 条の規定により、赤松委員、瀨田委員にお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは、教育長報告でございます。

報告としまして 2 点でございます。

1 点目は、市内生徒指導上の報告でございます。2 点目が、全国学テ及び宮崎学テの結果報告となっております。なお、報告の 2 につきましては、県下すべての市町村において過度の競争を招くとして、公表を差し控えております。本内容も地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 号 7 項の規定により、非公開とすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長

満場一致で、非公開という議決をいただきましたので、非公開といたします。

では初めに、お手元にある資料をご覧ください。生徒指導上の現状についてご説明をいたします。

この報告は 6 月中の事案についてでございます。非行等の問題行動について、小学校 2 件、中学校 2 件、上がっております。小学校の 2 件は、賽銭盗みと指導に従わないということで、なかなか厳しかったという事案が出てきております。それから、中学校の 2 件は、対教師暴力が 1 件、一時行方不明になった女の子さんがいらっしやいました。中学校 2 年生でしたけれども、この方のことについて 2 点上がってきております。

続きまして、不登校についてでございます。4月から6月までの累積でございます。小学校が23名、継続が8名、新規15名、ちょっと新規が多くなってまいりました。中学校99名、継続が69名、新規が30名、ほぼ例年のような数字の変化をしております。しかしながら、少しでもこの数を減らしていく努力をしていかないといけないと思います。努力の方向性としては、魅力ある学校づくり、これに尽きると考えております。

3つ目、いじめに関することでございます。小学校33校、中学校16校でアンケート調査を実施したのが6月の事案でございます。すべての学校でアンケートを実施していないのは、ごく小規模校におきましては、アンケートをとるまでもなく、実態の把握はできているということもございます。

いじめの認知件数でございますが、累計で小学校が253件、中学校が21件でございます。小学校は例年より若干少なめ、中学校は多めでございます。いじめの解消件数は、まだ3ヶ月を満たしていないのでゼロ件となっておりますが、これについては県との調整をしているところでございます。

続きまして、交通事故、安全指導についてでございます。

交通事故につきましては、小学校で2件起こっております。中学校はゼロ件でございます。これらにつきましては、大事には至っていないのですが、毎月上がってくることで自体がかなり厳しい状況であると言わざるを得ないと思います。何分にも、小学校はヘルメットを義務化している学校はほとんどございません。その点でも少し心配かなと思っております。

続きまして5点目、不審者声かけ事案でございます。

小学校において9件、中学校はゼロ件でした。この声かけ事案の中に、お母さん、おばあちゃんが出てきたりしますが、「病院にいるからおいで」というものが3件ございました。これについては、悪質であると判断し、警察とタイアップしながら、昼は周辺のパトロール、うちにおります錦田相談員にも連絡を取り合っており、見守り態勢をとっているところでございます。

続きまして、6点目、その他でございます。

学級がうまく機能していない状況の学校についてでございます。離席が多く、授業に集中できないということで、管理職による校内の巡視や保護者、地域の方々による見守りを呼びかけているところでございます。特に気に入らないことがあると、それがきっかけで全く学習には参加しないというか、逆に妨害をするような状況が発生しておりまして、学校から本人が暴れると対応を要請する電話がかかってくるような事態になっております。

支援態勢といたしましては、SSWの白坂先生から、本人や保護者、担任、管理職への支援方法について助言を行っている段階でございます。県警のスクールサポーター丸山さんにも、多少暴力的なところがありますので連絡をとっているところでございます。

今後の方針ですが、白坂先生によりますと、現状の薬の副作用という見方もあるということで、薬を変えたり、薬を減らしたりというそういう調整が必要であるのではないのかということです。支援員の要請もありますので、なるべく早く支援員を見つけまして、今、お手元にある支援員はすべての学校に配置済みでございます。今、新たに支援員を探しているところでございます。

また本日、関係機関を含めたケース会議を実施しております。今日は登校日でございますので、その登校日を兼ねて、また本人の様子を見ながら、ケース会議をしております。

この生徒指導上の状況につきまして、何かご質問等あればよろしくお願いたします。

○中原委員

先ほどの不審者の件ですけれども、犯人は男性、女性ですか。

○教育長

男性です。

ちょっとばらばらの目撃の情報なので、40歳ぐらいの男性、短髪でというような報告もあるので、同じような声かけをした別の事案では、黒い服、黒い帽子、マスク、ワンボックス車とか、色々そう

というようなことがありますので、これにつきましては警察も十分に配慮しようということでございます。

○濱田委員

4 番の交通事故ですが、小学校のヘルメット義務化ですけれども、1 年生もなくなったのですか。

○教育長

1 年生も、もともとないです。

義務化をしているのは中学生からになります。中学生は、登校通学生でも部活動生であれば、ヘルメットを買わせて、自転車に乗るような時にはヘルメットを被らせるのですが、今、そういうようなことをやっていない状況で、学校教育課としましても、これを何とか義務化の方向に持っていけないかと、校長会等で話はしているのですが、何分にも実費がかかる話ですので、一斉にはなかなか難しいかなと思っております。心ある方々はもう親御さんがヘルメットを被らせて自転車に乗せています。義務ではないです。

ほかには、ございませんか。

それではここで、先ほどの件で、一旦録音を中断して行います。

10 議 事

【報告第 69 号】

○教育長

それでは、学校教育課から報告第 69 号、そして、その他の部分を先にお願ひしたいと思います。

○学校教育課長

報告第 69 号ということで、臨時代理した事務の報告及び承認ということでございます。

これは、2 枚目にあります都城市結核対策委員の委嘱についてということで、承認をいただきたいと思ひます。

委嘱したのは、7 月 18 日、したがいまして、委嘱の期間が、7 月 18 日から来年の 3 月 31 日までとなります。もう一つですが、委嘱を受けるものということで、3 枚目になりますが、別紙になりますけれども、和田都城保健所所長をはじめ、6 名の方々に委嘱をさせていただきました。

なお、この委嘱につきましては、その次の資料があると思ひますが、設置要項の第 3 条に基づいて委嘱をさせていただいたものでございます。

以上でございます。ご承認をよろしくお願ひいたします。

○教育長

今、説明がありましたように、都城市結核対策委員会の委員の委嘱でございます。質問等がありましたらお願ひします。

質問がないようでございます。

それでは、承認いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

では、その他の説明をお願ひします。

○学校教育課長

その他につきましては、お手元に運動会のご案内がありますでしょうか。

平成 30 年度の小中学校の運動会です。中学校は体育大会と言いますが、それにつきまして、中の鑑文にあるのですけれども、例年、教育委員の先生方にはご出席をいただいておりますので、本年度もぜひご出席をお願ひしたいと考えております。

日時になりますが、小学校が 9 月 30 日の日曜日、中学校が 9 月 9 日の日曜日、全ての小中学校ではございませんが、この日がほとんどの学校が多いということになります。つきましては、申し訳ありませんが、別紙で回答表をつけさせていただきました。これに回答をいただいで、丸をつけていただいで、8 月 10 日までに副課長の本村まで提出いただければありがたいと思ひます。

なお、正式な日時、何時から始まるとか、詳しいこととか、どこの学校に行っていただきますとかのご回

答につきましては、近づきましたら、こちらからご連絡をさせていただきますので、ご都合だけまずお聞かせいただきたいと思います。お忙しい中ですがどうぞよろしく願います。

その他は以上です。

○教育長

もしかすると日程がある程度わかっている方は○とか×とかつけられると思うので、事務局のほうにお預けします。

○学校教育課長

本日ですね、ありがとうございます。

○教育長

それでは、その他まで含めまして、ありがとうございました。

【報告第 6 7 号、第 6 8 号、議案第 2 0 号、第 2 1 号】

○教育長

それでは、報告第 6 7 号、第 6 8 号、議案第 2 0 号、第 2 1 号を高城地域振興課長より説明をお願いしたいと思います。

○高城地域振興課長

地域振興課の黒木でございます。

報告第 6 7 号、報告第 6 8 号については、議案第 2 0 号と関連がございますので、あわせてご説明いたします。

報告第 6 7 号、都城市高城郷土資料館企画展「お城で夕涼み」開催要項の制定についてご説明申し上げます。

開催要項にございますように、帰省者が多く、家族で過ごすことの多いお盆の期間に、郷土資料館の PR 及び利用促進を図るため、夜間に開館するものでございます。日程は 8 月 1 3 日、月曜日の休館日を開館し、開館時間を午前 9 時半から午後 9 時までといたします。内容については、鎧兜着付け体験を午後 5 時から午後 7 時まで、ライトアップ、点灯式を午後 7 時 1 5 分に行います。1 5 日までの 3 日間は午後 9 時 3 0 分までライトアップします。なお、1 4 日と 1 5 日は、通常の開館で、夜間開館は実施いたしません。費用は入館料のみ、夏休み中ですので、小中学生は無料となります。

次に、報告第 6 8 号、都城市高城郷土資料館企画展「お城で星座さがし」開催要項の制定についてご説明申し上げます。

本日資料の差し換えをしております。差し換えさせていただいた資料の開催要項にありますように、星空が見えやすいところにある郷土資料館で、子どもたちが天体に関心をもち、星座に親しむものでございます。あわせて、郷土資料館の PR 及び利用促進を図るため、夜間開館をするものです。日程は 9 月 1 日、土曜日、午後 5 時から 9 時 3 0 分です。内容については、高崎町たちばな天文台台長 蓑部樹生氏による講話を午後 6 時から午後 7 時まで、その後は午後 9 時まで星空鑑賞です。対象は、子どもを含む家族で、事前申し込みとし、先着 3 0 組でございます。雨天時は講話のみとなります。費用は入館料のみ、土曜日ですので、小中学生は無料です。

蓑部氏がおっしゃるには、この時期は四大惑星、火星、木星、金星、土星が最もよく見えるとのこと。特に火星は、1 5 年振りの接近ですけれども、大きく見えるのが 1 4 0 年振りとのこと。かつ、天の川が素晴らしく綺麗に見える時期でもあるそうです。7 月と皆様誤解されているようですが、7 月ではないということでした。

議案第 2 0 号、都城市高城郷土資料館の休館日及び開館時間の変更については、報告第 6 7 号、6 8 号で説明しました企画展の開催に伴い、都城市高城郷土資料館条例第 6 条の規定による休館日の変更について、また、都城市高城郷土資料館条例第 5 条第 2 項の規定による開館時間の変更について、あわせて承認を求め

るものでございます。

次に、議案第 21 号、都城市高城郷土資料館運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

都城市高城郷土資料館運営委員の任期終了に伴い、都城市高城郷土資料館条例第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定により、委員に委嘱することについて、承認を求めるものでございます。

委員の任期は、平成 30 年 8 月 31 日までとなっており、委員すべて再任となっております。

以上で、報告第 67 号、68 号、議案第 20 号、21 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、一括して質問等がありましたらお願いいたします。

○赤松委員

啓発のところを見ますと、ポスターを市内公共施設に掲示すると書いてございまして、都城市内全域からの参加を呼びかけるということですね。チラシは高城地区内の小中学校へ配布すると書いてあるのですが、参加応募する時は、市内どこからでも参加できるのですか。

○高城地域振興課長

はい、そうです。市内どこからでも OK です。

○赤松委員

そのところがちょっと気になって、ポスターは市内各公共施設に掲示するにもかかわらず、チラシが町内にとというのがちょっと気になったものですから。町内をターゲットにしながら、市内全域から募集するとなっているのかなと思ってお尋ねするのですがよろしいのですか。

○高城地域振興課長

小中学校のチラシ配布は高城地区内に限定させていただきました。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

確認です。家族でここを見に来るということを想定して作られたのですが、ここの場合の組というのは、お城で夕涼みだと 12 組、即ち 12 家族受け付け、そして、星座さがしは 30 組、即ち 30 家族ということですか。

○高城地域振興課長

そうです、30 家族です。

12 組というのは、ご兄弟だったり、一組とか。

○濱田委員

お城で星座さがしのほうですけれども、望遠鏡とか持ってくるのですか。

○高城地域振興課長

天体望遠鏡を数台、持ってきていただく予定でございます。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 67 号、第 68 号を承認いたしまして、議案第 20 号、第 21 号を原案のとおり承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 64 号、第 65 号、議案第 22 号】

○教育長

それでは、報告第 64 号、第 65 号、議案第 22 号を文化財課長より説明をお願いします。

○文化財課長

文化財課でございます。

今回は、2 件の報告と 1 件の議案をお願いいたします。

まず、報告第 6 4 号の説明をさせていただきます。都城歴史資料館の本年度第 2 回の企画展といたしまして、9 月 7 日、金曜日から 10 月 21 日、日曜日までの会期で、「知られざる文化財」と題しまして、企画展を開催いたします。今回は、歴史資料館の収蔵資料のうち、今まで展示していないものや昨年度寄贈を受けたもののほか、神社に保管されていて普段見ることのできない資料を展示いたします。展示構成、内容につきましては、要項のとおりでございますが、主なものを説明いたします。

お配りした資料をご覧ください。展示予定資料の写真をお配りしているかと思いますが、まず、上の段のものは、東霧島神社にございます島津斉彬寄進の瓶子でございます。これは、東霧島神社に残る寺社奉行からの文書によりますと、安政 5 年 6 月 11 日に寄進をされているもので、その翌月 7 月 16 日には斉彬は亡くなっておりまして、死の直前に寄進されたもののようです。その古文書によりますと、大小一対ずつ寄進されたようでございますが、現在は大が 1 個、小が 1 個残っている状態でございます。

下段のほうなのですが、これは早水神社の隨身像でございます。幕末から明治初期にかけて廃仏毀釈というものが行われて、お寺とか、仏教に関係するものが徹底的に破壊されたことはご存知かと思いますが、神社のほうも小さな神社は大きな神社に合祀されまして、実際は、江戸時代は梅北村にありました八幡神社にあったものようでございます。それが明治初期に早水神社に合祀されて、今に伝わっているもので、明治初期の神社の統合を見るのに非常に貴重な資料でございます。

裏面をご覧ください。高崎町出身の方で、現在、高原町に在住の方から寄贈を受けた襖でございます。襖の裏紙のほうに、江戸時代の古文書等が貼られておりまして、左のほうがそれをはがした状態で、これは一番最下層の部分でございますけれども、こういう具合に反故になった古文書が貼られております。右側の裏紙文書と書かれているものが、裁断して貼られてあったのですけれども、偶然これは上下が一致いたしまして、一通の文書になったところなんです。高崎については、古文書調査等があまりされておりませんので、高崎の江戸時代の状況を知る上では変貴重なものになっております。

下段のほうで、都城島津 19 代領主の久龍が写した保元物語と平治物語です。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、左側のほうに久龍たむむれにこれを写すと書かれておりまして、結構、文学好きだったお殿様のように、こういうことをやっているようです。

このように、今回の展示を通しまして、来館された方々には、文化財は特別なものではなく、身近にあることやこんなものが文化財になるんだということを知ってもらい、都城の歴史や文化行政の理解を深めていただければと考えております。

次に、報告第 6 5 号、都城歴史資料館の臨時休館についてであります。

都城歴史資料館の害虫駆除のために、平成 30 年 9 月 19 日、水曜日を臨時休館として、前日の通常の休館日とあわせて、2 日間で燻蒸を行うものでございます。塩化炭酸ガス殺虫剤を使用いたしますので、立ち入り禁止の柵や表示看板の設置など、安全面に万全を期して作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第 2 2 号、指定しようとする文化財の諮問についてであります。

今回指定しようと考えている文化財は、郷土出身の画家で、中央画壇で活躍いたしました山内多門が大正 10 年に描いた金剛山でございます。

2 枚目の候補物件調書の裏面をご覧ください。こちらが金剛山の写真でございます。この作品は、昭和 2 年に市の公会堂が開館した際に、山内多門から寄贈されたものでございます。美術館学芸員の祝迫さんによりますと、旧来の山水画の工法を避け、西洋的な遠近感や現実に即した細部描写を描いている点で、伝統的な技能の上に近代的な正しい表現を取り入れようとした作品で、多門研究史上欠かせない貴重な作品でございます。

したがって、市指定文化財に相当するものと考えられますので、文化財保護条例第 5 条第 2 項の規定

に基づき、都城市文化財保護審議会の意見を求めるために、諮問をお願いするものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、一括して質問となりますが、よろしく申し上げます。

○赤松委員

この金剛山を美術館で見たのですが、すばらしいですよ。絵から伝わってくる迫力はものすごい感じで、この金剛山を描いた絵がまだそういう指定になっていなかったのかとちょっとびっくりしたぐらいです。ぜひそうされることを応援したいと思います。

○文化財課長

この作品がようやくもうじき 100 年になろうかというもので、今までの指定の考え方というのは、どうも江戸時代以前の作品とか、どうしても古いものという概念にとらわれた部分がございますので、今回は近代絵画を都城市で指定するというのは初めての試みでございますので、県内でもおそらく初めてだと思いますので、そのあたりは慎重に審議していただいて、指定できるように説明をしていきたいと考えております。

○教育長

文化庁もかなりいいものをより多く残そうとスタンスが変わってきておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 64 号、第 65 号を承認いたしまして、議案第 22 号を原案のとおり進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【報告第 66 号】

○教育長

それでは、報告第 66 号を都城島津邸館長より説明をお願いいたします。

○都城島津邸館長

報告第 66 号について説明いたします。

明治維新 150 年記念歴史講座の開催要項を別紙のとおり制定するものでございます。

次のページでございます。

開催要項でございます。趣旨、事業のねらいでございますが、都城島津邸では、都城市及び近隣市町村在住の方を対象に、毎年歴史講座を開催しております。今年度は、明治維新 150 周年を記念し、幕末から明治維新に関する講座を 3 回開催いたします。市民の皆様方に、幕末から明治初期の都城の歴史や人物について深く知っていただく機会にしたいと考えております。

1 回目が、西郷隆盛の曾孫、ひ孫の西郷隆夫氏でございます。隆夫氏は、西郷隆盛の 3 番目の妻 岩山糸さんとの嫡男 寅太郎の孫でございます。2 回目が尚古集成館学芸員 小平田史穂さん、3 回目が、志學館大学の原口泉氏でございます。日程は、3 講演とも開場が 13 時 30 分、開演が 14 時を予定しております。初めに、西郷隆夫氏が 9 月 9 日、日曜日、会場が高城生涯学習センターでございます。演目が「子孫からみた西郷隆盛」でございます。次に、小平田史穂さんです。10 月 27 日、土曜日、都城市立図書館 1 階ギャラリーでございます。演目が「西郷さんを支えた者」副題が「生活、女性の視点から」でございます。最後に原口泉氏が 11 月 24 日、土曜日、島津発祥まつりの翌日でございます。場所は、総合文化ホール、中ホールの 1 階を予定しております。演目は「桂久武と西郷どん」、副題が「刀を鉞に持ち替え、強弓で政府軍と戦ったラストサムライ」でございます。参加料は無料、事前予約は不要で、会場先着順となっております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

それでは、ただいまの報告第 66 号につきまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

○岡村委員

素晴らしい取り組みだなと思って、とても期待しているところですが、9月9日は、中学校の体育大会と重なっている日なので、そこが残念かなと。高城中が校区内で、とても残念かなと思ったのですが。

○都城島津邸館長

講師の方々と日程調整する段階で、どうしてもということで、この日になってまいりまして、大変申し訳ないと思っております。以後、気を付けます。

○赤松委員

質問でありませんが、非常にタイムリーで、NHKの大河ドラマとの関係もあって、期待してお集まりになるのではないのでしょうか。桂久武は、都城の知事でもあるわけですから、講演のタイトルも非常に魅力的だなと思って、沢山の人が集まることを期待したいと思います。

○都城島津邸館長

一応150年ということで、こちらの方から演目もこういう関係でということをお願い申し上げておりました。原口先生もこれを受けて、桂久武を中心に話していただくことになっております。

○教育長

すごいですね。桂久武を中心に話をすることです。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第 66 号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第 60 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号】

○教育長

それでは、報告第 60 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号を生涯学習課長から説明いただきます。よろしくお願いたします。

○生涯学習課長

それではご説明申し上げますけれども、その前に、お配りしております資料の中に間違いがございましたので、お知らせいたします。

報告第 62 号の中に臨時代理書があると思うのですが、その日付が間違っておりまして、8月1日と記載をしておりますけれども、これを7月13日に訂正をお願いいたします。

それでは、生涯学習課の報告についてご説明申し上げます。

まず、報告第 60 号、平成 30 年度都城市社会教育行政計画及び平成 30 年度公民館経営案についてご説明申し上げます。

今、申し上げましたこの 2 つ計画及び経営案につきましては、平成 30 年度の主要事業及び当初予算を踏まえまして、策定いたしましたので、報告申し上げます。策定したこの 2 つの事案につきましては、平成 30 年 7 月 5 日に開催いたしました社会教育委員会及び公民館運営審議会におきまして審議をいただき、ご承認をいただいたものでございます。

それでは、初めに、社会教育行政計画についてご説明申し上げます。

本計画は、都城市教育振興基本計画に基づきまして、教育が目指すまちの姿であります文化と歴史の薫る文教のまち都城の実現に向けて、各施策を進めてまいります。

資料の 13 ページをご覧ください。

資料 13 ページには、今年度の当初予算が事業ごとに掲載しておりますけれども、30 事業の総額 11 億 4709 万 6 千円となっております。また、次ページの 14 ページをお開きいただきますと、生涯学習、社会教育関係補助金の一覧も掲載しております、12 事業の総額 945 万 3 千円となっております。

15 ページ以降は、今年度予定しております事業計画について、少年教育をはじめとする各事業の詳細を

記述したものでございます。今年度から10番、11番、12番につきましては、図書館の業務が生涯学習課に移管となりましたので、今年度からこの事業については加わっているということでございます。社会教育行政計画については以上でございます。

続きまして、公民館経営案についてご説明申し上げます。

本案は、公立公民館の経営方針に基づきまして、中央公民館をはじめ、各地区公民館の経営計画をはじめ、問題点や推進方策などについて掲載しております。今年度は、昨年度はございませんでした山田地区の山田総合センター経営案についても掲載をしているところでございます。

14ページにございますけれども、平成29年度の地区ごとの公民館利用状況でございます。利用回数につきましては、13,914回ということで、前年度比2%増、利用人数については331,753人ということで、約3%の増加となっております。各地区公民館とも、地域の特性に合わせた事業計画、方法を用いてそれぞれ進めていただく予定となっております。公民館経営案については以上です。

続きまして、報告第61号、平成30年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱並びに任命についてでございます。

運営委員会委員につきましては、お手元の資料にもございますとおり、設置要項第3条の規定に基づきまして、教育委員会が委嘱または任命するとなっております。今回、別紙のとおり、14名の委員につきまして委嘱または任命について、臨時代理したことを報告し、承認を求めるものでございます。委員の選出につきましては、各組織からの推薦によるもので、構成につきましては、学校関係者2名、放課後子ども教室関係者5名、放課後児童クラブ関係者4名、行政関係者3名となっております。放課後児童クラブの関係者の中には、社会教育関係者や児童福祉関係者3名がいらっしゃいます。新旧の構成は、新任が5名、再任が9名となっております。なお、任期につきましては、平成30年7月31日から平成31年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第62号、都城市青少年健全育成市民会議副会長の委嘱についてでございます。

同市民会議の副会長につきましては、お手元の資料にもございます設置規定第4条の設置に基づきまして、教育委員会が委嘱または任命するとなっております。今回、別紙のとおり、副会長3名の委嘱について、臨時代理したことを報告し、承認を求めるものでございます。

いずれの方も新任となっております。任期につきましては、平成30年7月13日から平成32年7月12日までとなっております。報告第62号については以上です。

続きまして、報告第63号、平成30年度都城市定住自立圏構想協議会、「夢と感動を広げるお話キャラバン巡回講演」の実施についてでございます。

同協議会を構成する都城市をはじめ、三股町、曾於市及び志布志市では、相互に連携、協力してさまざまな事業に取り組んでおりまして、圏域全体の活性化を図るものでございます。このお話キャラバン巡回講演は、教育や文化で密接なつながりのある構成市町の図書館において、今回ですと、8月24日、金曜日は三股町、25日の土曜日は、本市と志布志市、26日、日曜日には曾於市のそれぞれの図書館にて巡回開催をするものでございます。

今回は、絵本作家の鈴木のりたけ氏によるお話し会やミニワークショップを予定しております。

なお、このキャラバン巡回講演は、平成25年度より実施しておりまして、今回で6回目となります。報告第63号については以上でございます。

以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、一括しまして、質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

○濱田委員

緑色の別紙資料の10ページに、①家庭の教育向上に向けた取り組みの充実とあり、その中に家庭学習の

手引きというものがあります。これは前々から聞いてはいるのですけれども、その内容が知りたく、見せていただきたく思います。

○生涯学習課長

手引き、冊子だと思います。データがあれば、冊子になっていない場合はデータがあると思いますので、またご提示申し上げます。

○教育長

では次回までに、家庭教育の手引きについて、各委員によりしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第 60 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号を承認いたします。

【報告第 59 号】

○教育長

続きまして、報告第 59 号を教育総務課長からご説明をいただきます。

○教育総務課長

報告第 59 号、専決処分した事務、平成 30 年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

名義後援、共催は、平成 30 年 6 月 23 日から 7 月 24 日までの約 1 ヶ月における承認でございます。

次のページをお開きください。

こちらが名義後援の一覧表となっております。全てで 14 件承認しております。内訳につきましては、スポーツ関係が 1 件、学校教育関係 2 件、文化財関係 1 件、その他教育総務課で受け付けたものが 10 件となっております。

次に、裏面の 2 ページと 3 ページをご覧ください。こちらが共催になります。全てで 19 件承認しております。内訳につきましては、すべて学校教育関係です。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○教育長

それでは、名義後援並びに共催したものの一覧が出てきております。これにつきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

○岡村委員

質問なのですが、池坊都城中央支部華展というのが名義後援で上げられているのですけれども、これはどういう視点で共催行為がなされたのかなと気になったもので、教えていただければと思います。

○教育長

45 番です。

○教育総務課長

申請書でご説明いたします。

こちらは、協賛が財団法人池坊で、趣旨、目的が、日々の研修の成果の発表の場として師から弟子へと受け継がれていく伝統文化を広く皆様に見ていただきたいというのが目的です。行事の内容といたしましては、大作を含む生け花作品、80 の展示、そして、対象者の範囲としましては、来場者を 500 名見込んでおります。入場料は無料です。名義後援を必要とする理由としましては、伝統文化を広く知っていただける事業で、会員それぞれがボランティア活動などを通じ、学校や地域文化向上に寄与したいということで、名義後援をお願いしたいということです。

○岡村委員

私は以前、池坊の華展に出させていただいたことがあるので、それに対して教育的なものをあまり感じな

いものですから、伝統文化ということで広く市民の皆様にお伝えしたいと思います。

○教育総務課長

ちなみに、今回で37回目の華展で、初回より後援をいただいておりますということで、継続して承認をしているそうです。

○岡村委員

内容的には、池坊のほうから先生が来られまして、お弟子さんたちが生けたお花を直してくれます。そういう形でされている華展です。素晴らしい作品が出ているとは思いますが。

○赤松委員

一番上に書いてある創意工夫工作展なのですが、都城では発明コンクール展は随分昔から盛んに行われて、それぞれの子どもたちが素晴らしい作品を作成してきているという歴史があるので、平成28年度、29年度には申請がなかったということになってはいますが、実施しなかったのでしょうか。ずっと継続して、毎年毎年行われてきているのではないかと思っていたのですが。課長のほうでは把握していらっしゃる情報かもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

○教育総務課長

名義後援の申請書を見ますと、毎回、名義後援の許可が下りていますということで、継続して名義後援をいただいておりますので、こちらのほうをもう一度確認します。

○教育長

表のほうが間違っている可能性が高いですね。

○赤松委員

毎年、実施するはずだがなと思って。テレビ等でも放映されますものね。

○教育長

テレビでも新聞でも出てまいりますので。

○赤松委員

だから、平成28年度、29年度は後援依頼を出さなかったのだろうか。いや、そんなことないだろうと思ったものですからお尋ねしたところでした。

○教育総務課長

次回、報告でよろしいでしょうか。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第59号につきまして、若干調べていただきたいことはありますが、承認いたします。ありがとうございました。

11 その他

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成30年8月29日(水) 午後1時30分から
会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、8月の定例教育委員会を終了いたします。